

多摩市告示第 508 号

多摩市街づくり条例（平成18年多摩市条例第30号）第51条第1項の規定により開発事業承認申請書が提出されたので、同条第2項の規定に基づき次のように告示し、これを縦覧に供する。

令和7年12月22日

多摩市長 阿部 裕 行

- 1 事業名称 (仮称)一ノ宮四丁目宅地造成
- 2 開発事業地番 多摩市一ノ宮四丁目20番27外
- 3 縦覧場所 多摩市関戸六丁目12番地1
多摩市役所
都市整備部 都市計画課
- 4 縦覧期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで
- 5 縦覧時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで